

ぶらんこ

FPIC 盛岡ファミリー相談室通信

第4号 2023年7月25日発行



21世紀こそ「子どもの世紀」の実現を

～面会交流当事者支援の視座から～

公益社団法人家庭問題情報センター顧問 (元裁判官) 若林昌子

1 はじめに

2018年10月12日創立の盛岡ファミリー相談室は本年5周年を迎えられ、会員みなさまの社会貢献の良心に支えられた尊い活動実績に心から感銘を受けます。公益社団法人家庭問題情報センター(以下、FPICという。)における東北地方初の盛岡ファミリー相談室は、子の最善の利益保護をめざす高度な専門性を堅持した当事者支援組織として成長しています。

私は退官後FPICに関わり、当事者支援の重要性、問題性などを痛感し、さらに、家庭裁判所の在り方について当事者支援の視座から考える機会となりました。その経験から、児童の権利に関する条約(1989年国連総会採択、日本の批准1994年、以下条約という。)の基本的理念の再確認とともに、共有化が求められることを痛感します。

国連子どもの権利委員会は、2019年2月1日に日本の第4回、第5回の定期報告に対し、締約国として条約に掲げられた全ての権利の不可分性および相互依存性を考慮し、緊急措置が取られるべき分野として後述のとおり具体的課題を勧告しています。

そこで、条約の基本的理念「子の最善の利益」の実現を求めて、面会交流当事者支援の視座から関連する法制度、当事者支援における課題等について検討を試みたいと思います。

2 条約における面会交流基本理念

先ず、条約理念の視座から面会交流当事者支援活動の原点について確認し、共有したいと思えます。

(1) 締約国の条約適合義務・国内法の解釈基準

当事者支援の公正性、実効性を支えるために行う規範、判断規範として国内法に依拠することは当然ですが、条約の順守義務についても憲法98

条2項、条約の立法趣旨に従い基本的に国内法と同様に解することが相当です。

締約国の条約適合義務として国内法の適合性を如何に実現するかが問われますが、2016年の児童福祉法改正は条約の理念的原則を1条に明言しています。今後の動向に注目したいと思います。なお、最高裁大法廷判例(平成20年6月4日民集62巻6号1367頁)も、国内法の解釈基準として条約の間接適用を認めています。

(2) 子どもの成長・発達する権利と面会交流

条約は、面会交流について、「親から分離されている児童は、定期的にいずれの親とも個人的な関係及び直接的な接触を維持する権利を有するのであって、締約国は児童の最善の利益に反する場合を除いては、子の権利を尊重しなければならない。」(9条2項)と明言します。

その趣旨を要約しますと、①子どもは面会交流権の主体であり、親の求める面会交流の客体ではないこと、②「子の最善の利益」適合性を前提条件とし、面会交流権の相対性、関係性を前提とすること、③親子の関係性の維持に価値を認める子ども固有の権利であり、子どもの成長・発達する権利の本質と不可分の性質を持つこと、④親と国は養育責務として、子どもの人格形成に資する面会交流の責務を負うことが中核だと考えられます。

(3) 「子の最善の利益」実現に対する父母と国の養育責務

条約は、「子の最善の利益」実現のため、父母と国の養育責務については、先ず、父母の養育責務を第一次的責務とし(条約18条1項2段)、国は、「子の最善の利益」のために必要であるときは、父母の養育責務について積極的な支援責務を課せられています(条約3条2項、18条2項、27条)。

なお、父母の養育責務の共同性については、「締

約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する原則について認識を確保するため最善の努力を払う。」(条約 18 条 1 項)、と明言し、父母の婚姻関係の有無は共同養育責務に影響しない趣旨です。

(4) 面会交流当事者支援の専門性・実効性

面会交流の質を問い、「子の最善の利益」を目指す面会交流当事者支援を支える原点は明確な普遍的理念であり、その現実化を支える法制度の構築ではないでしょうか。

面会交流の本質的要請に対応する当事者支援の公的責務について具体的な制度化こそ、緊急の課題です。つまり、①早期の相談、親ガイダンス、ADR 支援システムの制度化、②当事者支援組織の認証制度、人材育成システム、③面会交流費用の無償化、④家庭裁判所を中核とする地方自治体、当事者支援組織などの連携システムの構築が求められます。

3 国連子どもの権利委員会の 2019 年勧告

(1) 条約の普及拡大

勧告の第 1 は、条約の普及、意識啓発及び研究について、立法手続、司法手続における条約の適用を確保する条約普及の拡大です。

近年、少子化問題について政治的問題として急浮上し、2022 年に子ども基本法成立、2023 年 4 月には子ども家庭庁が創設されましたが、その基本的理念の明確性、法制度における条約適合性、特に子どもの権利保障の実効性について、今後の課題を明確化し、条約の確実な実現を求めるべきではないでしょうか。

この勧告は、条約理念のあらゆる分野における基本的要請として、正に最も必要な基本的課題であり、条約の普及拡大の実効性を求め、司法機能を支える中核は法律制度にあることを最優先すべきでしょうか。

(2) 子ども、子どもと共に働く人への定期的研修

勧告の第 2 は、子ども及び子どもと共に働くすべての人を対象として、条約に関する具体的な研修セッションを定期的に行うことを求めています。

条約は、先に述べたとおり、子どもの権利主体性は、単に権利享受主体ではなく、権利行使主体であることを明言しています。したがって、子ども自身に対して条約について確実に理解を求めるべく、

定期的に啓蒙する方策が求められるのです。

さらに、子どもと共に働く全ての人々に、条約の生きた活動の実践は極めて子どもに効果的であり、その確保のために、条約の研修セッションを定期的に行うべく制度化することが緊急の課題だと求められているのです。

(3) 父母離婚後の共同親権、共同親権者間の面会交流等の保障

勧告の第 3 は、家庭環境について、子の最善の利益に適合する場合には、離婚後の共同親権制度を保障するべく法改正すると共に、共同親権者である父母との個人的関係及び直接の接触を維持する子どもの権利の確保を求めています。

父親の育児意識のポジティブ化、また DV、虐待など父子・母子関係の多様性、子の成長過程における父母関係の効果について人間関係諸科学などの成果から、子の最善の利益保護を前提要件として、父母離婚後の共同親権を制度的に保障すべきではないでしょうか。

4 21 世紀こそ「子どもの世紀」の実現を

20 世紀初頭に、エレン・ケイ (Ellen Karoline Sofia Key 1846-1926) は、名著「児童の世紀」において子どもの権利論を展開し、「20 世紀こそ子どもの世紀」の実現を論究しました。そのおかげで、子どもの権利条約採択となり、今日に至ります。

2000 年前後には、EU 諸国をはじめ先進国では条約適合性を求めて法制度改革を実現していますが、わが国では現在進行形の実情です。しかし、全国的に様々な分野で条約の現実化を志向するポジティブな動向もみられます。

最後に、21 世紀こそ「子どもの世紀」の実現を果たすべく、司法、行政、民間組織、学問的分野など全てが「子の最善の利益」の深化を目指すことを願うものです。

【編集後記】 若林先生は、東北で初めての FPIC 盛岡ファミリー相談室の創設時から現在まで、当団体にエールを送り続けてくださいました。「子どもの最善の利益」の現実化を訴える一貫した先生のお考えは、FPIC の活動の原点であり、進むべき道を示しているように思います。心から敬意を表します。(西川)